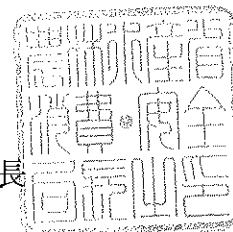


25消安第1181号

平成25年5月31日

一般社団法人ペットフード協会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



「EU向けに輸出されるペットフード等に関する証明書の発行について」（平成23年3月31日付け22消安第10259号農林水産省消費・安全局長通知）の一部改正について

EU向けに我が国から輸出される食品及び飼料に関して、東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け制定された、欧州委員会規則（以下「EU規則」という。）第996/2012号により求められている証明については、「EU向けに輸出されるペットフード等に関する証明書の発行について」（平成23年3月31日付け22消安第10259号）により対応しているところです。

今般、当該EU規則が一部改正（EU規則第495/2013号）され、福島県産以外のEU向けの食品・飼料等について、放射性物質の検査対象品目が一部追加、削除されたことに伴い、証明書様式が一部変更されました。

つきましては、当該通知を別紙のとおり一部改正しましたので、御了知の上、貴会会員に周知願います。

○「EU向けに輸出されるペットフード等に関する証明書の発行について」
 (平成23年3月31日付22消安第10259号農林水産省消費・安全局長通知) 新旧対照表

(下線の部分は改正箇所)

改正後	改正前
<p>別紙</p> <p>EU向けに輸出されるペットフード等に関する証明書の発行について</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 証明書の発行要件 (略)</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 <u>山梨県、長野県、新潟県又は青森県</u>において生産又は加工されたきのご類を50%以上含有するものであって、放射性セシウム (^{134}Cs 及び ^{137}Cs) について検査した結果、EU規則で定められた基準未満のものであること。</p> <p>8～9 (略)</p> <p>第4 証明書の申請手続</p> <p>1 (略)</p> <p><u>2 畜水産安全管理課又は各地方農政局消費・安全部安全管理課は、申請者から提出された申請書類の内容について、必要があると認める場合は、現地確認及びその他の調査を実施する。</u></p>	<p>別紙</p> <p>EU向けに輸出されるペットフード等に関する証明書の発行について</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 証明書の発行要件 (略)</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 山梨県において生産又は加工されたきのご類を50%以上含有するものであって、放射性セシウム (^{134}Cs 及び ^{137}Cs) について検査した結果、EU規則で定められた基準未満のものであること。</p> <p>8～9 (略)</p> <p>第4 証明書の申請手続</p> <p>1 (略)</p>

3 畜水産安全管理課又は各地方農政局消費・安全部安全管理課は、第4の1の(1)から(3)まで、及び必要な場合は、(4)から(7)までの内容を確認の上、別記様式2により、証明書を発行する。

別表1 放射性物質検査証明が必要な原料の生産・加工地及び品目

生産・加工地	分類	対象品目
福島県	食品及び飼料	すべての品目
静岡県	きのこ類	きのこ類
	茶	茶(緑茶、紅茶等を含む)
山梨県、長野県、新潟県、青森県	きのこ類	きのこ類
9都県(群馬県、茨城県、栃木県、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岩手県)	きのこ類	きのこ類
	茶	茶(緑茶、紅茶等を含む)
	水産物	魚類、甲殻類、軟体動物、その他水生無脊椎動物(海藻、活きた魚及びホタテを除く)
	畜産物	牛肉
	山菜及び野菜	タケノコ、ミョウガ、ワサビ、サンショウ、アシタバ、フキ・ふきのとう、タラの芽、ワラビ、セリ、ぜんまい、コシアブラ、モミジガサ、くさそてつ、ギボウシ、ウワバミソウ、ギョウジャニンニク、小豆、アザミ、ボウナ、おやまぼくち、つくし、レンコン、クワイ
	果実	ブルーベリー、ギンナン、ウメ、アケビ、かんきつ類、柿、ザクロ、クリ、クルミ、マタタビ
	穀物	大豆、米、ソバ

(別記様式1)

(略)

□1～□5 (略)

2 畜水産安全管理課又は各地方農政局消費・安全部安全管理課は、第4の1の(1)から(3)まで、及び必要な場合は、(4)から(7)までの内容を確認の上、別記様式2により、証明書を発行する。

別表1 放射性物質検査証明が必要な原料の生産・加工地及び品目

生産・加工地	分類	対象品目
福島	食品及び飼料	すべての品目
静岡	きのこ類	きのこ類
	茶	茶
山梨	きのこ類	きのこ類
	きのこ類	きのこ類
9都県(群馬、茨城、栃木、宮城、埼玉、千葉、東京、神奈川、岩手)	茶	茶(緑茶、紅茶等を含む)
	水産物	魚類(活きた魚を除く)、甲殻類、軟体動物、その他水生無脊椎動物
	山菜及び野菜	タケノコ、ミョウガ、ワサビ、サンショウ、アシタバ、フキ・ふきのとう、タラの芽、ワラビ、セリ、ぜんまい、コシアブラ、モミジガサ、くさそてつ、ギボウシ、ウワバミソウ、ギョウジャニンニク、小豆、アザミ、ボウナ、おやまぼくち、つくし、さといも、ヤーコン
	果実	ブルーベリー、ギンナン、ウメ、アケビ、かんきつ類、柿、ザクロ、カリン、ポポー、ナシ類、クリ、クルミ、マタタビ
	穀物	大豆、米

(別記様式1)

(略)

□1～□5 (略)

6 山梨県、長野県、新潟県又は青森県において生産又は加工されたきのこ類を50%以上含有するものであって、放射性セシウム (^{134}Cs 及び ^{137}Cs) について検査した結果、EU 規則で定められた基準未満のものであること。

7 ~ 8 (略)

(略)

6 山梨県において生産又は加工されたきのこ類を50%以上含有するものであって、放射性セシウム (^{134}Cs 及び ^{137}Cs) について検査した結果、EU 規則で定められた基準未満のものであること。

7 ~ 8 (略)

(略)

(別記様式2)

ANNEX I

(略)

According to the provisions of the Commission Implementing Regulation (EU) No 996/2012 imposing special conditions governing the import of feed and food originating in or consigned from Japan following the accident at the Fukushima nuclear power station the

.....
(authorised representative referred to in point 2 or point 3 of Article 6 of Implementing Regulation (EU) No 996/2012)

(略)

DECLARES that the consignment concerns :

(略)

(略)

(別記様式2)

ANNEX I

(略)

According to the provisions of the Commission Implementing Regulation (EU) No 996/2012 imposing special conditions governing the import of feed and food originating in or consigned from Japan following the accident at the Fukushima nuclear power station the

.....
(authorised representative referred to in Article 6(2) or 6(3) of Implementing Regulation (EU) No 996/2012)

(略)

DECLARES that the consignment concerns :

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

mushrooms or a compound feed or food containing more than 50% of these products, originating in Yamanashi, Nagano, Niigata or Aomori prefecture, and has been sampled on _____ (date), subjected to laboratory analysis on _____ (date) in the _____ (name of laboratory), to determine the level of the radionuclides, caesium-134 and caesium-137. The analytical report is attached;

(略)

(略)

Done at _____ on _____
Stamp and signature of the authorised representative referred to in point 2 or 3 of Article 6 of Implementing Regulation (EU) No 996/2012,

(略)

(略)

(略)

(略)

mushrooms or a compound feed or food containing more than 50% of these products, originating in Yamanashi prefecture, and has been sampled on _____ (date), subjected to laboratory analysis on _____ (date) in the _____ (name of laboratory), to determine the level of the radionuclides, caesium-134 and caesium-137. The analytical report is attached;

(略)

(略)

Done at _____ on _____
Stamp and signature of the authorised representative referred to in Articles 6(2) or (3) of Implementing Regulation (EU) No 996/2012

(略)